

令和4年度国有財産監査の結果について

九州財務局では、国有財産の売却等を通じて財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的に、国有財産監査を実施しています。

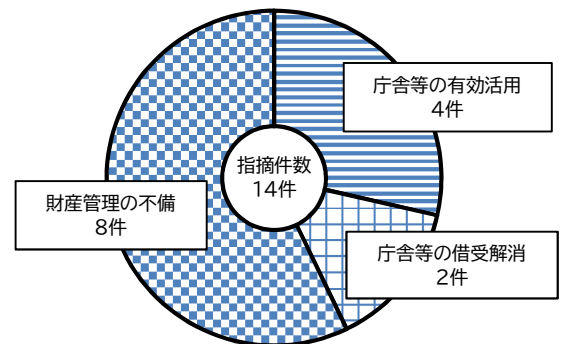
1. 令和4年度監査結果

令和4年度においては、管内に所在する国の庁舎等40件について、実地監査を実施し、うち14件(35.0%)について問題点を指摘しました。

指摘事案は、庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたものなどとなっています。

なお、指摘事案の概要については、別添資料のとおりとなっています。

《令和4年度監査結果(指摘類型別の内訳)》



2. 平成23～令和3年度監査における指摘事案のフォローアップ結果

実地監査において指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握するとともに、処理の促進を図るため、財産を管理する各省各庁に対するフォローアップを行っています。

平成23年度から令和3年度までの間に指摘した事案133件のうち、令和4年度末時点では是正・改善済となった事案は93件(69.9%)です。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施します。

《監査指摘年度ごとの是正状況等(令和4年度末時点)》

	計	指摘年度ごとの内訳										
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
A 監査指摘	133	28	21	14	6	6	2	7	15	9	6	19
B 是正実績	93 (6)	26 (0)	17 (0)	14 (0)	6 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	12 (0)	3 (1)	4 (0)	5 (5)
C (A-B) 処理未済	40	2	4	0	0	3	0	6	3	6	2	14
D (B/A) 進捗割合	69.9	92.9	81.0	100.0	100.0	50.0	100.0	14.3	80.0	33.3	66.7	26.3

(注)「B 是正実績」欄の()内書きは、令和4年度中の是正実績

(参考) 全国の令和4年度国有財産の監査結果については財務省HPにて公表しています。

https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2022/index.html

【本件についての照会先】
九州財務局 管財部 統括国有財産監査官
電話：096-353-6351 担当：浅井



九州財務局マスコットキャラクター『にゃんきゅう』

令和4年度 監査結果一覧表

【行政財産】 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(14件)

【普通財産】 各省各庁所管普通財産等の指摘(0件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型
庁舎等の有効活用	a ； 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b ； 余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c ； 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d1 ； 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2 ； 使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	a 庁舎等の有効活用	財務省	熊本国税局	一般	-	延岡合同庁舎	宮崎県延岡市大貫町1-2915外	延岡合同庁舎は、余剰(約260㎡)が生じていることから、入居官署において不足している書庫等として活用し、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	a 庁舎等の有効活用	法務省	熊本地方方法務局	一般	-	熊本地方方法務局分室	熊本県熊本市南区江越1-51-1	熊本地方方法務局分室は、余剰(約120㎡)が生じていることから、不足が見込まれる書庫等として有効活用を図る必要がある。
3	a 庁舎等の有効活用	財務省	門司税関	一般	-	細島港湾合同庁舎	宮崎県日向市大字日知屋字堀川16847番5	細島港湾合同庁舎は、余剰(約50㎡)が生じていることから、入居官署において不足している保管庫等として有効活用を図る必要がある。
4	a 庁舎等の有効活用	財務省	熊本国税局	一般	-	宇佐合同庁舎	大分県宇佐市大字上田字天神1055-1	宇佐合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約210㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
5	b 庁舎等の借受解消	厚生労働省	宮崎労働局	労働保険	雇用	日向公共職業安定所	宮崎県日向市北町2丁目11番	日向公共職業安定所は、借受駐車場(54台)が非効率な使用となっていることから、一部借受解消を図る必要がある。
6	b 庁舎等の借受解消	農林水産省	九州森林管理局	一般	-	宮崎北部森林管理署庁舎	宮崎県日向市大字日知屋字新開17371番1	宮崎北部森林管理署庁舎は、借受している敷地の一部が不要であることから、一部借受解消を図る必要がある。
7	d1 財産管理の不備	国土交通省	九州地方整備局	一般	-	国道57号(熊本維持出張所に隣接する道路)	熊本県熊本市南区近見7丁目1720番1	国道57号(熊本維持出張所に隣接する道路)は、国の事務事業の用に供されている敷地が公共用財産(国道敷地)として管理されていることから、公用財産へ所属替する必要がある。
8	d1 財産管理の不備	国土交通省	九州地方整備局	一般	-	一級河川大分川(大分出張所に隣接する河川管理施設)	大分県大分市岩田町一丁目1661番137のうち	一級河川大分川(大分出張所に隣接する河川管理施設)は、国の事務事業の用に供されている建物及びその敷地が公共用財産(河川管理施設)として管理されていることから、公用財産へ所属替する必要がある。
9	d1 財産管理の不備	国土交通省	九州地方整備局	一般	-	大分河川国道事務所(治水)	大分県大分市西大道一丁目72番1外12筆	大分河川国道事務所(治水)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
10	d1 財産管理の不備	国土交通省	九州地方整備局	一般	-	大分河川国道事務所(道路)	大分県大分市西大道一丁目72番1外12筆	大分河川国道事務所(道路)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
11	d1 財産管理の不備	国土交通省	九州地方整備局	一般	-	大分出張所(治水)	大分県大分市岩田町一丁目1661番137	大分出張所(治水)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
12	d1 財産管理の不備	国土交通省	九州地方整備局	一般	-	大野川出張所(その1)(治水)	大分県大分市大字志村字川平218番2外2筆	大野川出張所(その1)(治水)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
13	d1 財産管理の不備	国土交通省	九州地方整備局	一般	-	大分維持出張所(道路)	大分県大分市古国府六丁目1191番外7筆	大分維持出張所(道路)は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
14	d1 財産管理の不備	国土交通省	第十管区海上保安本部	一般	-	鹿児島第二地方合同庁舎	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	鹿児島第二地方合同庁舎は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

